

# 特別加入手続きのご案内

労災保険の特別加入には、

**中小事業主等の特別加入**

**一人親方等の特別加入**

の2種類があり、  
それぞれ加入手続きが異なります。

船員を雇用する日数が1年間のうち100日以上となる場合

船員を雇用する日数が1年間のうち100日未満となる場合（船員を全く雇わない場合を含みます）

「中小事業主等の特別加入」  
に該当します

「一人親方等の特別加入」  
に該当します

いずれの特別加入についても平成22年1月1日から加入するためには、**平成21年中**に手続きを取っていただく必要があります。

具体的な手続き方法については**裏面**をご覧ください



## 中小事業主として特別加入をするには

### ＜必要な手続き＞

中小事業主等の特別加入をするためには、労働保険の事務処理を労働者分も含めて**労働保険事務組合**に委託する必要があります。

具体的には特別加入申請書（中小事業主用）を、労働保険事務組合を通じて、管轄の労働基準監督署へ提出していただくことになります。

なお、中小事業主として特別加入するためには、常時使用している労働者数（船員）が一定数以下（例：漁業であれば会社全体で300人以下であること等）であることが必要です。

※ 「労働保険事務組合」や「中小事業主の要件」の詳細についてはお近くの労働局へお尋ねください。

## 一人親方等として特別加入をするには

### ＜必要な手続き＞

**一人親方等の特別加入団体**に加入した上で、特別加入申請書（一人親方用）を管轄の労働基準監督署へ提出していただく必要があります。

※ 一人親方団体については都道府県労働局にお尋ねください。（あなたが所属されている業界団体において一人親方等の団体を設立している場合は、そちらへお問い合わせください）

## 特別加入者の保険料について

給付基礎日額は3,500円～20,000円の範囲で所得水準に見合った額で申請をしていただくことになります。

納付していただく保険料は、保険料算定基礎額に保険料率を乗じたものとなります。詳細は、同封の「給付基礎日額・保険料一覧表」を参照ください。

※ 労災保険料と新船員保険料を合わせたものが、現在の船員保険の保険料を上回らないよう、新船員保険の保険料が決定される予定です。

※ 特別加入者の保険料は、申請に基づいて労働局長が決定した給付基礎日額に応じた保険料を、承認後に申告・納付していただくことになります。

※ 特別加入希望者が、粉じん作業、振動工具の使用業務、鉛業務、有機溶剤業務に従事する場合は、加入時健康診断(無料)が必要な場合があります。

**お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局へ**